別表を次のように改める。

別表（第四条、第六条関係）

調査票の番号	生産品目		調査の範囲
第一号	パルプ・紙・板紙	パルプ	全部
		紙	従事者五十名以上のもの
		板紙	
第二号	化学工業製品（化学繊維を除く。）	石油化学製品	全部
		アンモニア	
		アンモニア誘導品	
		ソーダ工業製品	
		水素	
		合成メタン	
第三号	化学繊維	化学繊維	従事者三十名以上のもの
第四号	石油製品	石油製品（グリースを除く。）	全部
第五号	窯業製品及び土石製品（ガラス製品（板ガラスを除く。）を除く。）	セメント	全部
		板ガラス	
		石灰	従事者三十名以上のもの
第六号	ガラス製品（板ガラスを除く。）	ガラス製品	従事者百名以上のもの
第七号	鉄鋼	銑鉄	全部
		フェロアロイ	
		粗鋼	
		鋼半製品	
		鍛鋼品	
		鋳鋼品	
		一般普通鋼熱間圧延鋼材	
		特殊鋼熱間圧延鋼材	
		冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。）	
		めっき鋼材（線類を除く。）	
		冷間ロール成型形鋼	
		鋼管	
第八号	非鉄金属地金	銅	全部
		鉛	
		亜鉛	
		アルミニウム二次地金	
		アルミニウム一次地金	従事者三十名以上のもの
第九号	機械器具	土木建設機械	経済産業大臣の指定する従事者五百名以上のもの
		金属工作機械及び金属加工機械	
		電子部品	
		電子管・半導体素子・集積回路	
		電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置	
		自動車及び部品（二輪自動車を含む。）	

附　則

1　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省特定業種石油等消費統計調査については、なお従前の例による。

法規的告示

○総務省告示第三百四十七号

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十二第三項の規定に基づき、特定歳入等及び特定歳入等に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年九月二十四日

総務大臣　藤井比早之

地方自治法施行規則第12条の２の22（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第14条の13において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第24条の42第３項に規定する特定歳入等及び特定歳入等に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準

第１　用語の定義

1　利用者

地方自治法施行規則第12条の２の21第１項（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第14条の12において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同項第１号及び第２号に掲げる符号を用いて納付する者

2　機構委託クラウド事業者

機構サーバに係るクラウドサービスを提供することができる事業者で、この基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと地方税共同機構（以下「機構」という。）が認め、機構からの委託（他の事業者に対する再委託を含む。）を受けた事業者

3　地方税共通納税システム

機構サーバ、運用保守端末機、払込端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成されるシステムで、次に掲げる機能を有するもの

(1)　利用者の使用に係る電子計算機から送信された支払情報発行依頼情報を基に支払情報を作成し、機構サーバに備えられた記憶媒体に記録の上、必要に応じて利用者使用情報を利用者の使用に係る電子計算機に送信し、又は利用者の使用に係る電子計算機から納付情報を受信し、支払情報を地方団体サーバに送信するとともに、共通口座の残高確認を行った上で払込依頼情報を共通口座を管理する金融機関へ送信するもの

(2)　地方団体サーバから納付書情報を受信し、当該受信した納付書情報を記録するもの